

ごみに関する

Q & A

Q 事業用のごみを、ステーションに出せますか？

- A**
- 出せません。
 - 企業・事業所等の事業で発生したごみは、産業廃棄物許可業者に依頼し処分してください。

Q 引越しや家の片付け、庭木の剪定等で一時的に出た多量のごみを処分したいのですが？

- A**
- 多量のごみをステーションに出すことはできません。ごみステーションに出す場合は、一度につき2袋までに分けて出すか、府中町環境センターに直接持ち込んでください。
 - また、府中町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することも可能です。(有料) この冊子の裏表紙に広告があります。

Q ごみステーションに不法投棄と思われるごみが置いてあるのですが？

- A**
- ごみステーションに作業終了後も、ごみが残っている場合は黄色い警告シールの有無を確認してください。シールのある場合は、指定された日や方法で出しなおしてください。シールのない場合は収集が終了したあとに出された場合がありますので後日、指定された日に出しなおしてください。
 - ごみを出した方が不明な場合や通行に著しく支障となる場合等は、府中町環境センターにご相談ください。
 - ごみの不法投棄は犯罪です。廃棄物を不法投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科(産業廃棄物の不法投棄を法人が犯した場合は、3億円以下の罰金)に処せられます。不法投棄を目撃した人は、警察に通報してください。敷地内のごみは、敷地の所有者が片付けて下さい。民地のものは、府中町環境センターに直接持ち込むことができます。ただし、13頁の府中町環境センターへ持ち込みも、ごみステーションにも出せないもの等は持ち込むことができません。専門の処理業者に処理を依頼するなどをしてください。

Q ごみステーションが猫やカラスに荒されています。どうしたらいいですか？

- A**
- 生ごみを出されるときは、水分をよく切って新聞紙等にくるみ、袋の外から見えなくする等の工夫をしてください。なお、ブルーシートやネットが有効です。町内会等で話し合い、防鳥ネットを設置・管理されているところもあります。

Q どのごみステーションに出せばよいのですか？

- A**
- ごみステーションは、町内会で管理しています。自宅付近にごみステーションがあっても町内会等が異なることがあります。ご近所の人、町内会、不動産管理会社等におたずねください。また、ほかの地域からごみを出すのはルール違反です。ただし、他の町内会が了承される場合は、可能です。

Q ごみステーションは、町内会に加入しないと利用できないのですか？

- A**
- ごみステーションは、その地区にお住まいのすべての住民の方がご利用いただけます。
 - 町内会に加入しなくてもご利用はできますが、ごみステーションは、事実上その地区が属する町内会で管理をしていただくことで円滑な処理がされています。
 - 町内会に未加入の方のごみステーションの利用については、地域にあったルールや方法を町内会にご相談いただき、お互いに協力しながらご利用いただけますようお願いいたします。

Q 大型ごみで鏡台、タンス、テレビ台を出したが、残されていた。どうしたらいいですか？

- A**
- ガラスや鏡の付いている家具は、搬出時や収集時に非常に危険で、怪我をするおそれがあります。ガラスや鏡の部分は取り外し、ガラス・鏡部分を埋立ごみで出してください。金具類が付いているものは可能な範囲で取り外し、有価物で出してください。
- ※取り外しが難しい場合・危険な場合は、ごみステーションへ出さず、府中町環境センターへ持ち込んでください。

Q 食用油や液体ごみ(スプレー、塗料缶)の処分はどうしたらいいですか？

- A**
- 食用油等は、薬剤で固めて新聞紙等でくるんだり、不用になった布や新聞紙に染み込ませて普通ごみとして、処分してください。
 - スプレー缶、ガスボンベ缶は、使い切って、穴をあけず有価物として処分してください。
 - 収集車の中でガスに火がつき火災の原因となり大変危険です。
 - 塗料などの液体ごみは、不用になった布や新聞紙に染み込ませて普通ごみとして、処分してください。空になった缶は有価物として処分してください。